

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 小規模事業者認められる現金主義

Q : 所得税では、小規模事業者に現金主義を認めているようですが、どのような内容になっているのですか？

A : 次のような内容になっています。

【解説】

現金主義とは、所得計算に関係する収入及び費用を現金の入金及び出金で捉えるというもので、次の小規模事業者に特例的に認められている制度です。

〔小規模事業者〕

小規模事業者とは、次の要件を満たす者をいいます。

- ① その年の前々年分の不動産所得の金額と事業所得の金額の合計額が300万円以下（事業専従者の必要経費の特例を適用する前の金額）である者
- ② すでに①の適用を受けたことがあり、その後この特例を受けないこととなった者で、再びこの規定の適用を受けることに付き税務署長の承認を受けたもの

この規定の適用を受けようとする場合は、その年3月15日（その年の1月16日以後に業務を開始した場合には、その開始した日から2月以内）までに、この規定の適用を受ける旨の届出書を所轄税務署長に提出しなければなりません。

そして、この規定の適用を取りやめる場合は、そのやめようとする年の3月15日までに取りやめの届出書を所轄税務署長宛に提出しなければなりません。

